

## 2022 arahama seaside マルシェ 実施要領

### 1. 目的

本町の観光拠点である鳥の海エリアにおいて、特産品並びに地場製品の販売、更には新たな商品開発検証の場を提供することで、生産者と消費者の直接的な接点を増やす事により販路拡大及び、地域住民との交流・観光客の誘客を図る事を目的とする。

### 2. 実施日

- ① 11月27日(日)、②12月25日(日)、③令和5年 1月22日(日)、
- ④ 2月26日(日)、⑤ 3月26日(日)

### 3. 実施時間

10:00~15:00

### 4. 会場

わたり seaside base 周辺 巨理町荒浜字築港通り 35-51

### 5. 出店者の条件

- 巨理町観光協会会員であり、かつ(1)または(2)のいずれかに該当する者。
- (1) 巨理町内の飲食店・生産者・事業者で「6. 出品物の条件」に定める品を出品する者。
  - (2) 巨理町内で2年以内に新規創業を考えている者。

※暴力団組員及びその関係者による出店や従業員としての参加は一切認めない。

### 6. 出品物の条件

巨理町内において生産又は加工された産品、食品及び流通生産物とする。  
ただし、販売を行わず、展示による出品物の紹介にあってはこの限りではない。

### 7. 出店スペース等

- (1) 出店スペースは、屋外1コマ(間口3m×奥行3m)とする。(キッチンカー可)  
ただし、雨天等により火気を使用しない店舗は seaside base 内を出店スペースとする場合がある。
- (2) 最大申し込みコマ数は2コマまでとする。ただし、コマ数を調整する場合がある。
- (3) テントは主催者で用意するものとする。  
※テント以外に必要なものは、原則出店者が準備する。  
※床面を汚すことのないよう、使用スペースには養生対策を適切に行うこと。  
※出店位置は事務局が決定する。

### 8. 機材の持ち込み

販売に必要な機材は、全て出店者の責任で準備し持ち込むこと。  
(発電機、LPガス、冷蔵庫、冷凍庫、電熱器、照明器具、のぼり等)  
※火気・電気を使用する場合は、別紙ブースレイアウト図(詳細)を、出店申込書と一緒に提出すること。  
火気を使用する出店者は1本以上の消火器を設置すること。(各出店者が準備すること)

### 9. 会場設営等

- (1) 会場設営  
※事務局及び出店者にて設営

(2) 備品・出品物の搬入

出店日 8:00～ 9:00

(3) 出品物の搬出

出店日 16:00～

(4) 会場の撤収

終了後事務局より撤収作業内容説明を行うので、出店責任者は本部テント前に集合すること。

※搬入及び搬出は各出店者が責任を持って行い、掛かる経費は各出店者で負担すること。また、搬入・搬出の際の会場内での駐車は事務局の指示に従い、搬入・搬出時間以外は会場内に車の乗り入れは禁止とする。

10. 参加負担金等

(1) 出店料 1コマ 3,000円

11. 出店申込み

申込書・出店誓約書・ブースレイアウト図（火気・電気を使用する場合）に参加負担金を添え、事務局まで申し込むこと。

申込期限 ① 11月4日（金）、② 12月2日（金）③ 令和5年1月3日（火）、  
④ 2月3日（金）、⑤ 3月3日（金）

※11月4日（金）以降の出店申込書類等は、巨理町観光協会HPよりダウンロードし申し込み願います。

※申込・問合せ先

巨理町観光協会 2022 arahama seaside マルシェ事務局（商工観光課内）

〒989-2393 巨理町字悠里1

TEL 0223-34-0513 FAX 0223-32-1433

12. 出店資格の審査

申し込みのあった出店希望者については、事務局・巨理警察署が出店の条件を満たしている者かどうか審査を行う。

13. 出店者の決定

審査結果に基づき出店者を決定し、開催日2週間前までに連絡する。

14. 留意事項

(1) 販売価格等

販売価格は適正に十分に考慮して設定すること。

プライスカード・買い物袋等は各出店者で準備すること。

(2) 販売物

特産品の販路拡大の趣旨に鑑み、日頃取り扱う品々の販売を主とすること。

(3) 販売員について

効果的な宣伝を行うため、販売員を常駐させること。また販売員として秩序ある行動をとること（飲酒・喫煙しながらの販売は厳に慎むこと）。

(4) 販売にかかる許可または届出

販売に必要な届出が必要な出店者は各自申請手続きを行う。許可申請等をしていない場合は出店を認めない。

(5) 売上金の管理

売上金の管理及び釣銭の用意は各出店者で行うこと。

- (6) 清掃等について  
出店スペース及びその周辺の清掃については各自責任を持って行い、ゴミ等については、出店者が店頭にごみ入れ（リサイクルゴミ・燃えるゴミ）を用意し飛散しないように管理し、各出店者が持ち帰ること。
- (7) 出店搬出入に係る車両は1店舗1台とし、指定された駐車場に駐車すること。  
なお、車両には事務局で配布した「出店者駐車許可証」を確認しやすい場所に掲示すること。
- (8) 事故等について  
開催期間中及び前後を通して、事故等の防止については細心の注意を払うこと。  
なお、万が一事故が発生した場合は速やかに事務局に連絡し、指示に従い適切に対処すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染対策の留意点について
- 発熱、咳、のどの痛み等、少しでも体調不良を感じる場合は来場しないこと。
  - 来場される前は検温をしてから参加すること。
  - マスクは必ず着用すること。
  - ビニール手袋等を着用するなどの工夫を行うこと。
  - 店頭「手指消毒液」を設置すること。
  - 食器類、箸などは使い捨て用品に限定すること。
  - 出店ブース内に飲食場所を設置しないこと。
  - 現金の直接の手渡しを避けるため、コイントレーを準備すること。
  - 大声での接客や呼びかけは控えること。
  - 別紙出店従事者名簿を出店日に提出すること。
  - 万が一、出店後2週間以内に新型コロナウイルス感染が判明した場合は、事務局へ申告すること。
- (10) 開催中止の判断について
- 荒天により大きな影響が予想される場合（大雨・大雪・暴風など）
  - 新型コロナウイルス感染症拡大が今後予想される場合
  - 新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が適用されている場合
- \*新型コロナウイルス感染症にかかる中止の判断については、状況を鑑み連絡するものとする。

## 15. 売上額の報告

売上結果を別紙様式にて報告すること。（開催終了日から1週間以内 FAX可）